

## NPO 法人ほっとすぺーす・つき会員規程

### (目的)

第1条 この規定は、NPO 法人ほっとすぺーす・つき(以下「本会」という。)が定款第6条に定める会員に対し、この法人の運営および諸事業に対し有する権利および義務の詳細を明確にするために設ける事を目的とする。

### (性格)

第2条 この法人の会員は、この法人の定款に定められた目的と事業内容をよく認識し、財政面での支えとなるとともに、新しい市民社会の実現に寄与するものである。

### (会員の範囲と義務)

第3条 この法人の会員は、定款第6条に定める種別の通りとし、定款第7条に定める手続を経て入会した個人及び団体とする。

2 会員は定款第8条の規定により、第6条の定める入会金及び会費を納入しなければならない。

3 定款第7条第2項に定める入会申込書は別紙1のとおりとする。

### (役割)

第4条 会員は、次に掲げる役割の遵守につとめなければならない。

(1) 正会員は総会へ出席し、定款第27条及び第28条の規定により、総会での議決権を行使することができる

(2) 全ての会員は事業活動への参加及び周知

### (入会金及び会費)

第5条 定款第8条に定める入会金及び会費は次の各号に掲げるとおりとする。

2 入会金 1,000円

3 会費

(1) 正会員 一口 年額 5,000円

(2) 賛助会員(個人) 一口 年額 2,000円

賛助会員(団体) 一口 年額 5,000円

### (会費の納入)

第6条 前条に定める会費は一時納入とし毎年9月末までに納入する。ただし、入会の当年に限り入会と同時に納入するものとする。

- 2 第6条第3項第3項(2)に定める賛助会員(個人)は、納入が10月1日以降の時は会費を1,000円とする。
- 2 すでに納入した会費は、過誤納のほかは返還しない。

(休会)

第7条 会員は、病気・海外赴任・災害・団体運営上の理由等により、会員としての活動が著しく困難な場合、理事長に休会の申し出を行うことができる。この申し出が適当と判断される場合、1年以上5年以内の期間に限り休会扱いとすることができる。

- 2 休会中の会員に対しては、会費納入を免除する。
- 3 休会中の正会員は、定款第6条(1)に基づく権利を有しない。
- 4 休会中の会員に対しては、本規定第7条に基づく特典を有しない。
- 5 休会中の会員は、申出によりいつでも会員に復帰することができる。
- 6 休会期間が5年を超えた場合は理事会の議決を経て退会したものとみなすことができる。

(補 則)

第8条 この規程に定めのない事項について必要あるときは、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、2023年4月1日から施行する。
- 2 第3条第2項に定める入会金は、理事会で必要と議決するまでの当面の間免除する。

別紙 1